

## 特設注意市場銘柄の積極的な活用等に係る有価証券上場規程等の一部改正について

平成25年8月7日  
株式会社東京証券取引所

### I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年8月9日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、虚偽記載等に係る上場廃止基準の取扱いを明確化して、投資者の予見可能性を向上するとともに、特設注意市場銘柄制度を上場規則の実効性確保手段として積極的に活用していくために有価証券上場規程等の一部改正を行うものです。

あわせて、上場会社が有価証券報告書又は四半期報告書の提出期限の延長承認を受けた場合における上場廃止基準の取扱いの見直しや、上場契約違約金の額の見直しなど、所要の制度整備も行います。

### II 改正概要

#### 1. 虚偽記載又は不適正意見等に起因する上場廃止基準の取扱いの明確化

##### （1）虚偽記載又は不適正意見等に係る上場廃止基準の明確化

- 上場会社が次のa又はbのいずれかに該当した場合（以下「虚偽記載を行った又は不適正意見等を付された場合」といいます。）は、直ちに上場廃止としなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかなときに上場廃止とすることを明確化します。

a. 上場会社が有価証券報告書等の虚偽記載を行った場合

b. 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書において、公認会計士等によって、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合等

##### （2）特設注意市場銘柄制度に係る上場廃止基準の明確化

- （1）で上場廃止とならない場合であっても、上場会社が虚偽記載を行った又は不適正意見等を付された場合であって、次のaからcまでのいずれかに該当するときは、上場廃止とすることを明確化します。

a. 財務情報の開示の適正を確保するため内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められる場合であって、その改善の見込

（備 考）

- 有価証券上場規程（以下「上場規程」という。）第601条第1項第11号

- 上場規程第601条第1項第11号の2

<p>みがないと認めたとき</p> <p>b. 特設注意市場銘柄に指定された場合であって、(改善期間の経過にかかわらず) 内部管理体制等の改善が期待できなくなったと認めたとき</p> <p>c. 特設注意市場銘柄への指定が継続された場合であって、改善期間内に内部管理体制等の改善がされなかつたと認めたとき（2. (2) 参照）</p>	
<p>2. 特設注意市場銘柄制度の見直し</p> <p>(1) 指定対象の拡張</p>	<p>・上場会社が次の a から c までのいずれかに該当した場合は、特設注意市場銘柄に指定するものとします。</p>
<p>a. 上場会社が虚偽記載を行った又は不適正意見等を付された場合であって、財務情報の開示の適正を確保するため内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められるとき</p> <p>b. 会社情報の適時開示等に係る規定に違反した場合であって、内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められるとき</p> <p>c. 企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合であって、内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められるとき</p>	<p>・上場規程第501条第1項第2号から第4号まで</p>
<p>(2) 内部管理体制等の改善期間の短縮</p> <p>・内部管理体制等の改善期間を、原則、1年間とします。</p> <p>・なお、1年を経過したときに内部管理体制等が改善されていないものの今後の改善が見込まれる場合には、6か月間改善期間を延長することとします。</p>	<p>・上場規程第501条第2項から第7項まで</p>
<p>3. 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延に係る上場廃止基準の見直し</p> <p>・上場会社が、有価証券報告書又は四半期報告書について内閣総理大臣から提出期間の延長の承認を得た場合には、承認を得た期間の経過後8日目の日までに提出しなかつたときに、上場廃止とすることとします。</p> <p>・上場会社が、有価証券報告書又は四半期報告書について内閣総理大臣に対し提出期間の延長に係る承認申請書の提出を行うことを決定した場合には、その旨を開示することとします。</p>	<p>・上場規程第601条第1項第10号、有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第601条第10項</p>
	<p>・上場規程第402条第1号akの2</p>

・上場契約違約金の額を、年間上場料に20を乗じた額とします。	・施行規則第504条第1号
5. その他 ・上場外国会社が法定開示書類について英文開示を行うことを決定した場合には、その旨と英文開示を開始する時期について、決定した後速やかに当取引所に通知するものとします。 ・その他所要の改正を行います。	・施行規則第424条

### III 施行日

- 平成25年8月9日から施行します。

以 上